

第1 調査の概要

この項は、平成19年4月1日以降終了する会計年度から、医療法人に義務化（医療法第62条）された事業報告書等ならびに監事の監査報告書の開示内容について、私どもG - N e tが、「医業経営コンサルタント法人」として調査分析した、結果の前提となる調査の概要を示したものである。

この調査により7都道府県1,746医療法人（うち、病院法人840法人、診療所法人898法人、老健法人8法人）であり、それらの調査の目的、調査対象、調査期間・方法、調査の具体的な目的から構成されている。

しかし、残念ながら「報告書等通知」の記載例を無視した「記載のないもの」、「記載に明らかにミスがあるもの」も、かなりの件数であり、第2以降の法人数の結果が1,746法人に統一できず、調査分析上、問題があることを、まずお断りしておきたい。

それ以上に問題なのは、都道府県により異なる（私どもの私見）が、病院法人で10%から30%、診療所法人で20%～50%の未提出のもの（休眠中を含む）があり、厚生労働省が公表しているデータ等と、意味もなく差違が出ていることである。

つまり、この調査は、7都道府県に提出されたものを（任意に集計して）全て正しいものとみなしたもの（例外的に、修正した箇所もあるが、その都度明示した）であることを最初にお断りしたい。

1 目的

この調査の目的は、改正法第 52 条に基づき会計年度終了後 3 ヶ月以内に都道府県知事に提出された報告書等、つまり事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書（以上、事業報告書等）と監事の監査報告書を下記の区分に基づいて個別に閲覧・収集した。

施設類型		決算書類	事業報告書等				監査報告書
			事業報告書	財産目録	貸借対照表	損益計算書	
病院または 介護老人保 健施設を開 設する法人	医療法（本 則）の法人	様式 1	様式 2	様式 3 - 1	様式 4 - 1	様式 5	
	経過措置型 法人			様式 3 - 2			
診療所のみ 開設する法 人	医療法（本 則）の法人			様式 3 - 3	様式 4 - 1		
	経過措置型 法人			様式 3 - 4			

これにより、個別法人毎に主として次の 2 区分に従って調査分析した。

（１）法令遵守の状況の分析・・・モデル定款が、そのまま用いられていることを前提に事業報告書を中心とした改正法違反などの実態を明らかにすること

（２）財務内容等の分析・・・貸借対照表、損益計算書が正しいものとしての財務分析、そのデータを中心とした財務分析をすること

調査分析の結果により、医療法人の法令遵守の状況と財務分析による実態を明らかにし、公表することにより医療法人制度のよりよい発展により、地域医療の発展に寄与することを目的とする。

これらの報告書等通知に基づく事業報告書等及び監事の監査報告書の様式は、本報告の末尾に「別紙」として示した。

2 調査対象

この調査対象とした医療法人は、任意に抽出した次の一覧表に示す 1,746 医療法人であり、原則として 2 以上の都道府県に事業所を所在する医療法人（地方厚生局所管法人）は、対象外とした。なお、3 月決算法人を原則とし、4 月以降決算法人も加えてある。

都道府県別医療法人数（法人の事務所の所在地）一覧表

（法人数・％）

都道府県	病院法人		診療所法人		老健法人		合 計	
	法人数	比率	法人数	比率	法人数	比率	法人数	比率
北海道	126	15.0	102	11.4	0	0.0	228	13.1
東京都	147	17.5	177	19.7	1	12.5	325	18.6
神奈川県	102	12.1	133	14.8	0	0.0	235	13.5
愛知県	139	16.5	184	20.5	4	50.0	327	18.7
大阪府	133	15.8	63	7.0	0	0.0	196	11.2
兵庫県	104	12.4	113	12.6	3	37.5	220	12.6
福岡県	89	10.6	126	14.0	0	0.0	215	12.3
合 計	840	100	898	100	8	100	1,746	100

3 調査期間・方法

(1) 実施期間 平成 20 年 7 月から 21 年 3 月まで

(2) 調査方法 対象とした都道府県の情報公開条例に従い次の方法とした。

イ．G - N e t 社員によりコピーをしたケース

ロ．各担当者に法人を指定して書類の送付を依頼したケース

ハ．各担当者に事前に打ち合わせをして、正式書類として情報開示部門に申請をしたケース

ニ．情報開示部門の書架にある、事業報告書のファイルをチェックし、担当者にコピーを依頼したケース

なお、本書「まえがき」でも申し述べたが、膨大な量の書類の開示等に都道府県の情報開示に係る主務担当官の方々にご協力いただいたことを付記する。

(3) 調査の前提

社団にあっては、当該法人の定款はモデル定款(定款例)のとおり、財団にあっては、モデル寄附行為(寄附行為例)のとおりとし、この調査は省略した。

事業報告書等については、明らかに間違い(誤り)があるものでも修正せずに、そのまま用いた。

調査対象とした医療法人は、その都道府県の中心部、郊外の区分による収録順とし、G - N e t による作為は一切ないものとした。

医療法人の決算は、平成 20 年 3 月末日、4 月末日、5 月末、6 月末、それ以降の月末は、「その他」として集計した。

医療法人の類型は、特定・特別医療法人(それぞれの個別のものを含む)、出資額限度法人、基金拋出型医療法人、経過措置型医療法人、その他、記載なしに分け、病床規模を「20 床から 99 床」、「100 床から 199 床」、「200 から 299 床」、「300 床以上」、「その他」記載なし、とした。

4 用語の定義・略称

(1) 用語の定義

この報告書で用いる用語の定義は次のとおりとした。

- ・ 病院法人 医療法人として、病院を経営する法人の外、診療所または介護老人保健施設またはその両方を併設する法人。
- ・ 診療所法人 医療法人として診療所を経営する法人の外、介護老人保健施設を併設する法人。
- ・ 老健法人 医療法人として介護老人保健施設のみを経営する法人。
- ・ 一般病院 病院の病床のうち、一般病床が全体の 80%以上を占める病院。
- ・ 療養病院 病院の病床のうち、療養病床が全体の 80%以上を占める病院。
- ・ 精神科病院 病院の病床のうち、精神病床が全体の 80%以上を占める病院。
- ・ 混合病院 前述 3 病院以外の病院、一般にケアミックス病院と言われている。
- ・ 有床診療所 病床を有する診療所
- ・ 無床診療所 病床を持たない診療所
- ・ 老健 介護老人保健施設。

(2) 略称

略称等	法令名・制定（発遣者）番号			最終改正・番号	
医療法	医療法	昭和 23 年	法律 第 205 号	平成 18 年	法律 第 84 号
旧法	医療法	昭和 23 年	法律 第 205 号		
法政令	医療法施行令	昭和 23 年	政令 第 326 号	平成 18 年	政令 第 9 号
法省令	医療法施行規則	昭和 23 年	厚生労働省令 第 50 号	平成 19 年	厚生労働省令 第 39 号
収益業務告示	厚生労働大臣の定める社会医療法人が行うことができる収益業務	平成 19 年	厚生労働省告示 第 92 号		
制度基本通知	医療法人制度について	平成 19 年	医政局長・医政発 第 0330049 号		
指導要綱	医療法人運営管理指導要綱	平成 2 年	医政局長・健政発 第 110 号	平成 19 年	医政発 第 0330049 号
附帯通知	医療法人の附帯業務について	平成 19 年	医政局長・医政発 第 0330053 号		
基金通知	医療法人の基金について	平成 19 年	医政局長・医政発 第 0330005 号		
特定通知	特定医療法人制度の改正について	平成 15 年	医政局長・医政発 第 1009008 号	平成 20 年	医政発 第 0513016 号
報告書通知	医療法人における事業報告書等の様式について	平成 19 年	指導課長・医政指発 第 0330003 号		

(注)この他、租税特別措置法(昭和 32 年 3 月法律第 26 号・最終改正・平成 19 年法律第 10930 号)を「租特法」としている。

5 調査の具体的な目的

(1) 基本的な方法

この調査の目的は、提出法人の概況分析・第1・1・目的、(1)法令遵守の状況の分析と、(2)財務内容等の分析としてあるが、その目的達成のための重要な基本方針を、次のように定めた。

- ・ 定款（寄附行為）は、コピーを取って内容を全てチェックすべきであろうが、それを省略し、モデル（例）どおりに示されていることとしたこと
- ・ 事業報告書等の計数などに誤りがあるという事実があっても、そのまま用いることとしたこと（監査報告書についても同じ）

(2) 法令遵守の状況分析について

法令は、「法律」以外に広くとらえ、施行令、施行規則、通知のほか、定款（寄附行為）を含むものとしたが、事業報告書等に表見的に記載されたもののみを対象とし、いわゆる「疑いがあるもの」を除いた。例えば、予算に係る社員総会（評議員会）は、開催すべきとし、仮に非開催・虚偽開催の疑いがあっても、記載されたことが正しいものとみなした。

分析の都合上、法令違反を1法人を1事案として、次のように限定した項目をピックアップして点数化した。

法令違反

法令の内容		点数	主な対象
A	医療法・違反	5	特定・特別医療法人の役員数、事業報告書等の一部非提出 監査報告書の日付が決算総会日より後
B	施行令・規則違反	4	定款の変更
C	通知・定款・違反	3	予算総会の開催なし、決算総会の開催なし 予算総会開催時期不適切、決算総会開催時期不適切 決算期末から2ヵ月後以降の決算総会開催 決算の確定、収支予算・事業計画書 借入金の最高限度額、事業報告書等の様式
D 記載違反（通知違反）	D2 重大な違反	2	法人類型の記載、法人設立の時期、本来業務の内容 附帯業務の内容、収益業務の内容 財産目録の貸借対照表との整合性 経過措置で資本金なし、特定・特別で資本金あり 特定・特別で基金あり、 事業報告書・附帯業務との整合性 事業報告書・収益業務との整合性 監査報告書の署名監査役不足
	D1 軽微な違反（もれ、ミス）	1	土地の注記、建物の注記、財産目録の単位 貸借対照表の会計期間、損益計算書の会計期間 監査報告書の会計期間 監査人数と本文（私は、私たちは）の記載

(注)それぞれの事案の誤りについては、複数で点数を付すことも可とした。つまり、1事案について5点+2点又は5点+1点などが示しうるものとした。

(コンプライアンスの点数化表)

評価項目		違反の区分		減点合計	備考
		記載違反 (4)	法令違反		
事業報告書	1 (3) 法人の種類	2		2	
	(4) 設立	2		2	
	(5) 役員		5	5	
	2 (1) 本来業務	2		2	
	病院	2		2	
	診療所	2		2	
	老健	2		2	
	(2) 附帯業務	2		2	
	(3) 収益業務	2		2	
	(4) 社員総会				
開催状況		3	3		
予算総会を開催していない		3	3		
決算総会を開催していない		3	3	(1)	
予算総会開催時期不適切		3	3	(2)	
決算総会開催時期不適切		3	3		
決算総会日が決算2ヶ月後以降		3	3		
議決事項					
決算の決定		3	3		
利益処分・基本財産の積立		3	3	(3)	
定款の変更		4	4		
収支予算・事業計画		3	3		
借入金の最高限度額		3	3	病院のみ	
非提出書類あり			5	5	
標準様式準拠性	事業報告書		3	3	
	財産目録		3	3	
	貸借対照表		3	3	
	損益計算書		3	3	
	監事監査報告書		3	3	
標準様式消し忘れ		1		1	(3)
計算書類等	財産目録				
	貸借対照表との整合性	2		2	
	単位ミス	1		1	(3)
	土地注記	1		1	
	建物注記	1		1	
	貸借対照表				
	経過措置で資本金がない	2		2	
	特定・特別で資本金がある	2		2	
	特定・特別で基金がある	2		2	
	財団で基金がある	2		2	
	会計期間の記載	1		1	
	損益計算書				
	事業報告書附帯業務との整合性	2		2	
事業報告書収益業務との整合性	2		2		
会計期間の記載	1		1		
監査報告書					
日付が決算総会日より後		5	5		
会計期間の記載	2		2		
署名監査役不足	2		2		
監事が一人 本文私たち	2		2		
(計)		40	61	101	

(1) 同時の場合は (2) 未承認決算書の登記、登記遅れ (3) 今回は、カウント外
(4) 記載ミスとモレの峻別は困難だが、後者は、法律・規則等の違反とみなした。